

# 第三次笛吹市社会教育計画

令和 5 年 3 月  
笛吹市教育委員会

## 目 次

第1章 計画策定のあらまし	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画策定の基本方針	3
4 計画の期間	3
5 計画の評価及び見直し	3
6 SDGs との関係	4
第2章 笛吹市の社会教育を取り巻く現状と課題	5
1 笛吹市の現状	5
(1) 歴史及び文化	5
(2) 人口及び世帯数	5
(3) 行政区加入率	6
(4) 産業	7
(5) 交通及び生活圏	7
(6) 市の財政及び予算	8
(7) 学校及び子育て支援施設	10
(8) 社会教育施設	10
(9) 青少年のインターネット利用環境	11
2 笛吹市の社会教育を取り巻く課題	13
第3章 計画の基本理念	14
第4章 基本施策と具体的取組	15
1 子育てしやすいまちづくり	15
(1) 未来を担う青少年を育む環境づくりについて	15
2 人と文化を育むまちづくり	19
(1) 人生を彩る生涯学習の推進について	19
(2) 地域文化の普及と活用への取組の推進について	25
資料	
第三次笛吹市社会教育計画の諮問	30
第三次笛吹市社会教育計画の答申	31
笛吹市社会教育委員の会議兼公民館運営審議会審議経過	32
令和4年度 笛吹市社会教育委員名簿	33

# 第1章 計画策定のあらまし

## 1 計画策定の趣旨

笛吹市では、平成30年4月1日から8年間を計画期間とする第二次笛吹市総合計画を策定しています。少子高齢化の進行や人口減少、変化する経済、大規模自然災害への防災対策、厳しい財政状況など、様々な課題に対応し、本市に住む誰もが幸せを感じ、心にゆとりを持ち、優しさあふれるまちとなるよう、『ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～』を将来像に掲げ、様々な施策を展開しています。

社会教育の分野においては、時代の変化や課題を踏まえた上で、笛吹市が目指す社会教育の考え方を明らかにし、具体的な取組を定めるため、平成31年度から4年間を計画期間とする第二次笛吹市社会教育計画を策定し、社会教育の振興を図ってきました。

しかしながら、近年の社会教育を取り巻く環境は、情報化の進展などにより、大きく変化しています。スマートフォンの普及に伴い、コミュニケーション手段の多様化や容易に多くの情報を得やすくなり、生活の利便性が向上している一方、インターネット等による有害情報の氾濫、SNS利用者の低年齢化、インターネットを介したいじめや犯罪被害も問題となっています。

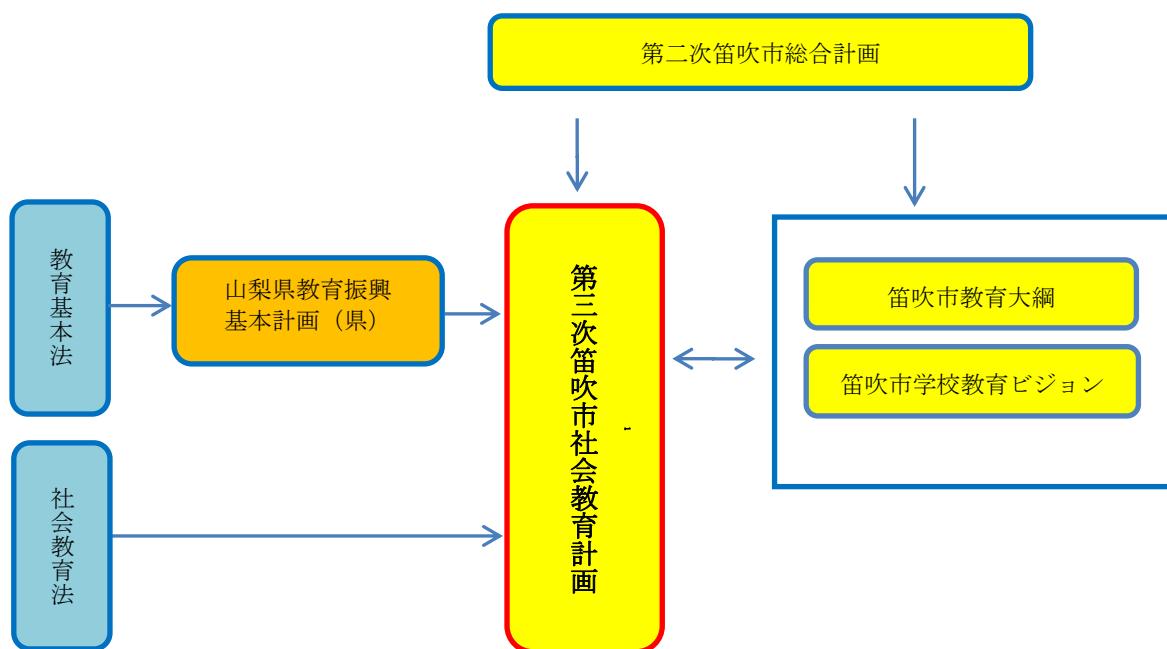
また、家族形態及び就労形態の多様化により地域のつながりの希薄化が進む中、令和元年12月に発生し世界的に感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、感染防止対策のため、人と接する機会の急激な減少などにつながり、地域コミュニティの維持にも大きな影響を及ぼしています。

笛吹市教育委員会では、このような社会情勢の変化を踏まえ、第二次笛吹市社会教育計画に基づく社会教育の取組の評価と本市が抱える課題を整理し、基本理念を明確にする中で、本市の社会教育振興のための第三次笛吹市社会教育計画を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法及び社会教育法に基づき、本市が社会教育に関する施策を関係機関等と連携を図りながら、総合的に推進するための指針として策定します。

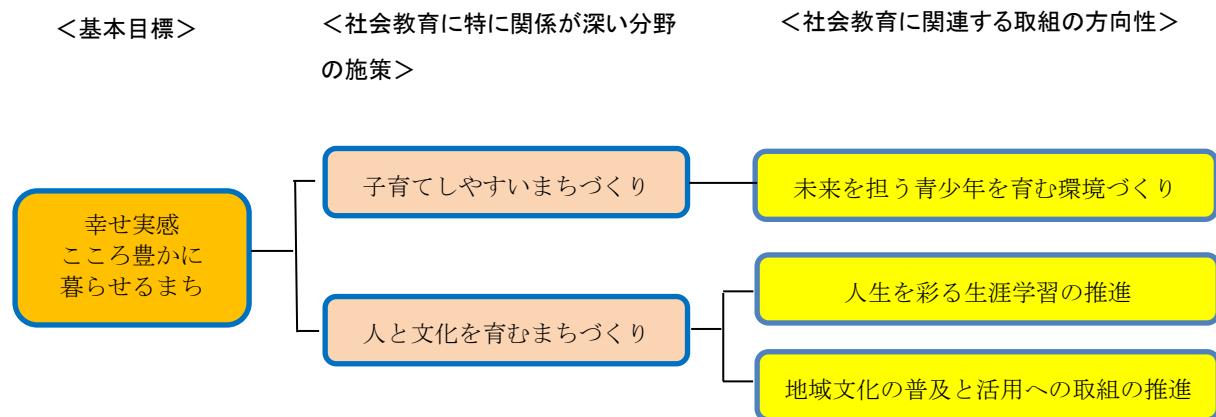
また、本計画は、第二次笛吹市総合計画の将来像を実現するために定めた3つの基本目標のうちの「幸せ実感こころ豊かに暮らせるまち」に基づくとともに、「山梨県教育振興基本計画」「笛吹市教育大綱」及び「笛吹市学校教育ビジョン」との整合性を図った計画とします。



### 3 計画策定の基本方針

本計画は、第二次笛吹市総合計画で示した12の施策のうち、社会教育に特に関係が深い2施策と関連する取組の方向性を基に、社会教育を推進するための具体的な取組を定めるものとします。

#### 【第二次笛吹市総合計画の社会教育分野に関する施策と取組の方向性】



### 4 計画の期間

第三次笛吹市社会教育計画の期間は、令和5年度から令和8年度の4年間とします。

### 5 計画の評価及び見直し

計画を着実に推進するとともに、計画期間最終年である令和8年度の数値目標として掲げた数値の達成状況で評価するほか、社会教育環境の変化等に対応するため、事業の進捗状況を検証して、必要に応じて見直しを行います。

また、関係する計画等の基本的な考え方へ変更があった場合も、必要に応じて見直しを行います。

## 6 SDGs<sup>1</sup>との関係

本市では、第二次笛吹市総合計画で掲げた将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち」の実現に向け取り組むことが、SDGs達成に資するものであるという考え方の下、「笛吹市SDGs推進方針」を定め取り組んでおり、各個別計画においてもSDGs要素の反映に努めることとしています。

そのため、本計画についても、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるためのものであることから、社会教育計画の施策ごとに関係するSDGsの目標を示し、SDGsの達成に向け推進していきます。

### SDGsの17の目標



<sup>1</sup> SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12(2030)年までの長期的な指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会の共通目標。SDGsは持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されている。

## 第2章 笛吹市の社会教育を取り巻く現状と課題

### 1 笛吹市の現状

#### (1) 歴史及び文化

笛吹市は、都心から西に100kmの首都圏に位置し、東を大月市、西を県庁所在地の甲府市、南を南都留郡富士河口湖町、北を山梨市、北東を甲州市と接しています。

市内には、釈迦堂遺跡をはじめ桂野遺跡や一の沢遺跡などの縄文時代中期の大集落遺跡や岡・銚子塚古墳を代表とする古墳群、甲斐国最古の寺院である寺本廃寺、奈良時代の甲斐国分寺・国分尼寺など遺跡や史跡が多くあります。また、慈眼寺や甲斐国一宮浅間神社等の重要文化財建造物が残されており、古代から中世には甲斐国の中核機関が置かれるなど、4世紀の古墳時代から武田信虎が甲府躊躇ヶ崎に拠点を移すまでの約千年にわたり、笛吹市が甲斐国を中心地であったことがうかがえます。

中世以降、街道が整備されると、人馬の往来が盛んになり、甲州街道や鎌倉街道の街道沿いは宿場町として賑わうようになりました。

近代から現代にかけては、境川町を拠点に飯田蛇笏(明治18年～昭和37年)・龍太(大正9年～平成19年)が俳壇で活躍し、毎月の句会が開催されるなど、俳句文化が定着してきています。また、平成24年には市内出身で小説家の辻村深月氏が直木賞を受賞し活躍しています。

産業においては、昭和36年に石和町のぶどう畠から温泉が湧き出し、その後山梨県内でも規模の大きい温泉地となりました。また、主要農産物である桃・ぶどうについて、果実郷を築きあげてきた先人たちの偉業をたたえ、発展させていくために、平成17年に「桃・ぶどう日本一の郷」を、平成25年に「日本一桃源郷」を宣言しました。

また、本市を含む峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システムが令和4年に世界農業遺産に認定されました。

#### (2) 人口及び世帯数

令和2年国勢調査によると、笛吹市の人口は66,947人で、平成27年調査時の69,559人から2,612人減少しています。一方、世帯数は26,916で、平成27年の26,268から648世帯増加しています。1世帯あたりの世帯人員は2.49人で、平成27年の2.65人から0.16人減少しており、核家族化が進行しています。

高齢化も進んでおり、平成 17 年に高齢化率が 20% を超え、令和 2 年には 30.5% となりました。

また、国立社会保障・人口問題研究所『日本の市町村別推計人口』(平成 30 年 3 月推計)によると、笛吹市の将来推計人口は、令和 7 年には 65,794 人、令和 12 年には 63,402 人になると推計されています(図 1)。将来推計人口を年齢階層別に見ると、平成 27 年以降から、0~9 歳、10~19 歳、20~29 歳、30~39 歳及び 40~49 歳が減少傾向にあり、80 歳以上が増加傾向にあります。

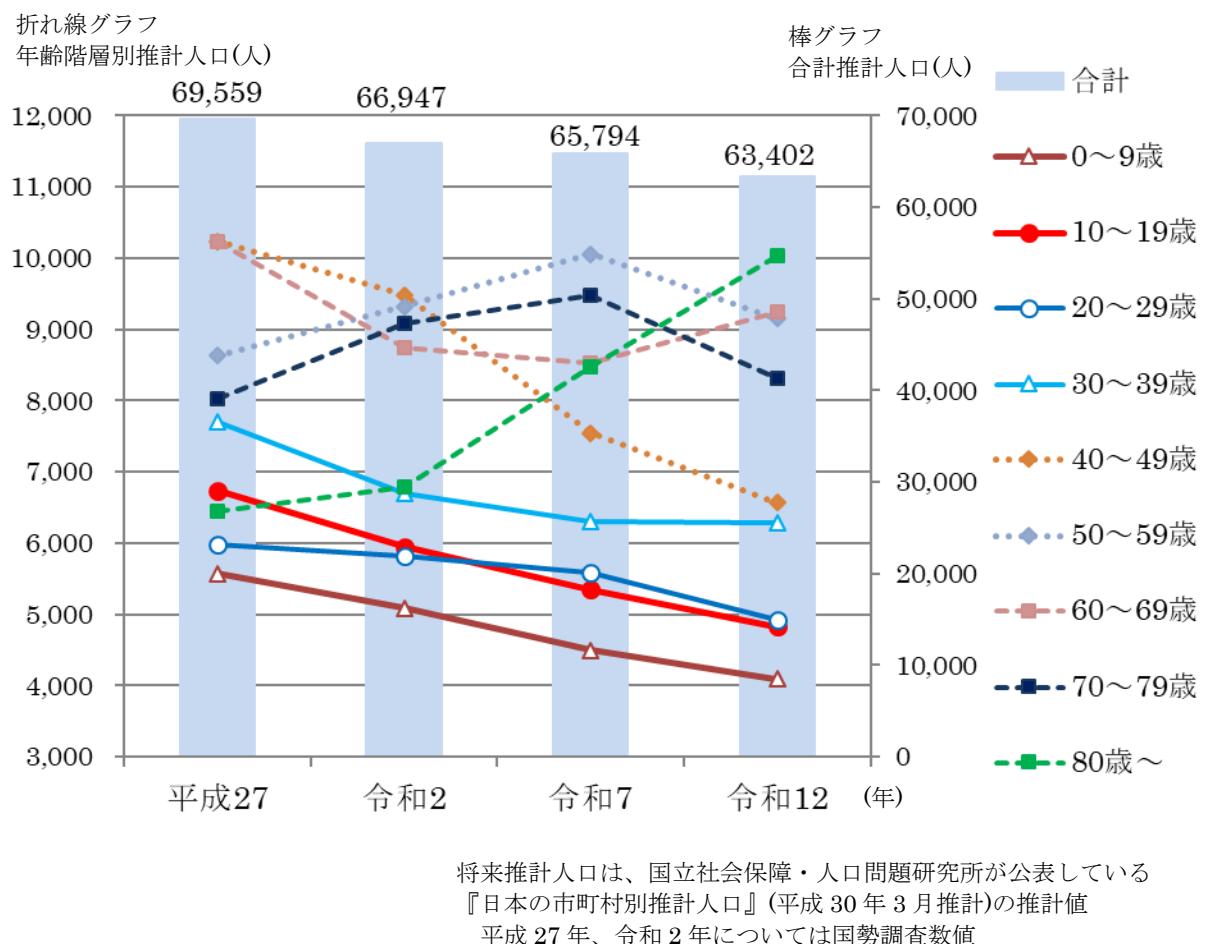


図 1 笛吹市の年齢階層別将来推計人口

### (3) 行政区加入率

山梨県笛吹市住民基本台帳行政区別人口統計表及び笛吹市広報配布戸数（行政区加入戸数）に基づき算出した行政区加入率（図 2）は、平成 29 年度は 81.6%、令和 3 年度は 79.35% と 5 年間で 2.25 ポイント減少しています。

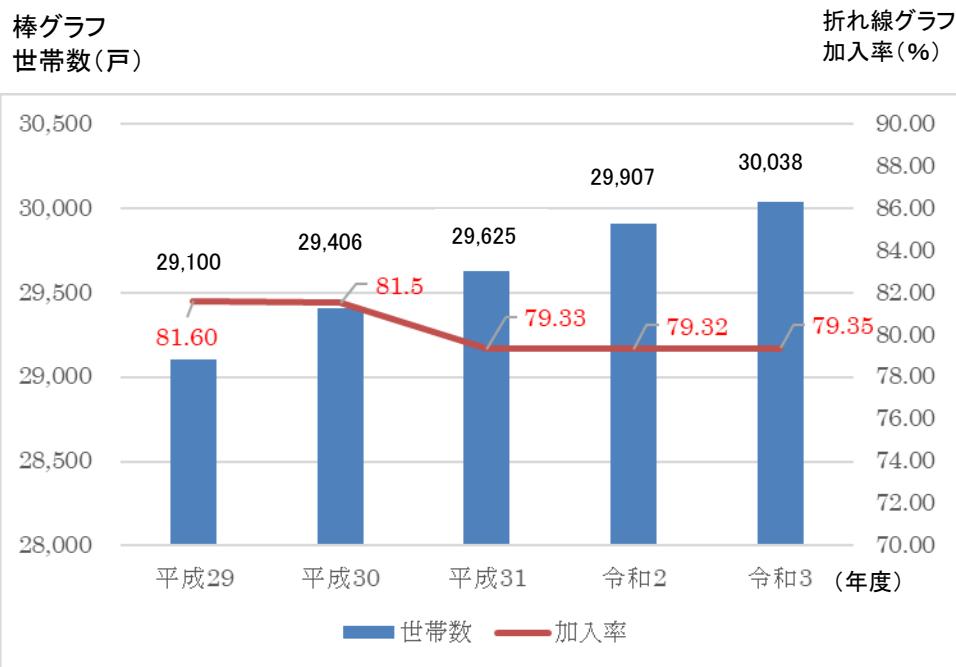


図2 笛吹市の行政区加入率

#### (4) 産業

令和2年国勢調査によると、笛吹市の産業別就業者数は、第1次産業が16.1%、第2次産業が21.4%、第3次産業が62.5%で、全国の都市と比べて第1次産業の割合が高いという特徴があります。中でも、桃・ぶどうの収穫量、出荷量及び栽培面積は、いずれも全国1位となっています。桃の開花時期や桃・ぶどうの収穫期など四季を通じて多くの観光客を迎えており、令和3年山梨県観光入込客統計調査報告書によると、年間138万人の観光客が果実と温泉を求めて、笛吹市を訪れています。

また、恵まれた温泉施設を活用した公営温泉施設や足湯広場は、市民や観光客の癒しの場、憩いの場として親しまれています。

#### (5) 交通及び生活圏

市内には、JR中央本線石和温泉駅と春日居町駅の2つの鉄道駅と、中央自動車道一宮御坂IC、笛吹八代スマートICが立地しており、また、5本の国道(20号、137号、140号、358号、411号)が通過するなど、鉄道と道路交通の要衝となっています。

令和2年国勢調査によると、笛吹市は主に甲府市、山梨市及び甲州市に通学圏や通勤圏をもち、笛吹市から甲府市へ10,050人、山梨市へ2,276人、甲州市へ

1,352人が通学及び通勤しています。また、笛吹市へは甲府市から5,563人、山梨市から2,028人、甲州市から1,509人が通学及び通勤しています。

なお、甲府市とは日常の買い物等の生活圏としてのつながりも深くなっています。

#### (6) 市の財政及び予算

令和4年度の笛吹市一般会計当初予算を見ると、歳出総額が388.8億円で、うち教育費が46.1億円となっています(図3)。教育費のうち、社会教育費は5.3億であり(図4)、その内訳は、社会教育施設整備費<sup>2</sup>が0.2億円、社会教育施設費<sup>3</sup>が1.5億円、社会教育費が1.0億円、図書館費が1.5億円、青少年育成費が0.2億円、文化財保護費が0.9億円となっています。(図5)

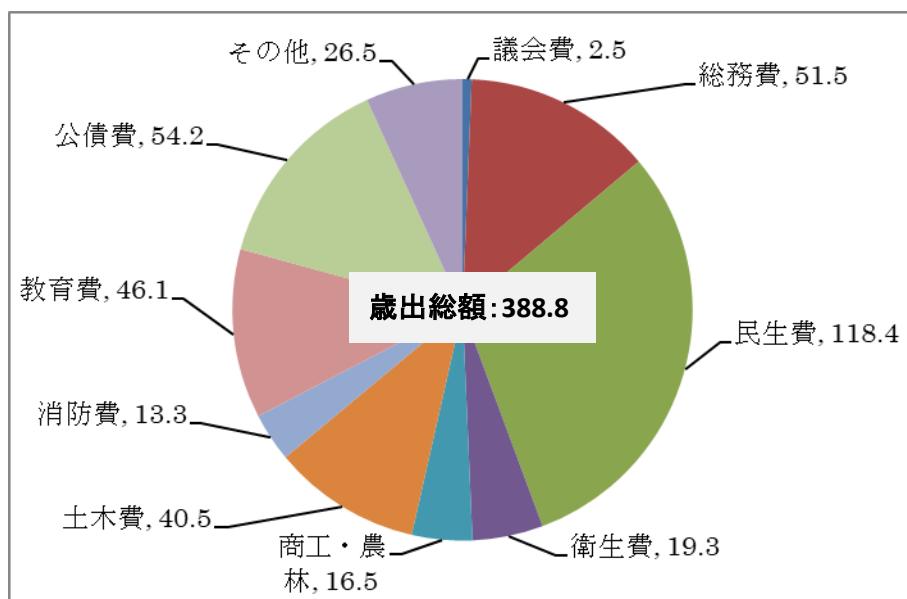


図3 令和4年度笛吹市一般会計歳出当初予算（単位：億円）

<sup>2</sup> 社会教育施設整備費とは、社会教育施設修繕に係る経費。

<sup>3</sup> 社会教育施設費とは、社会教育施設管理に係る経費。

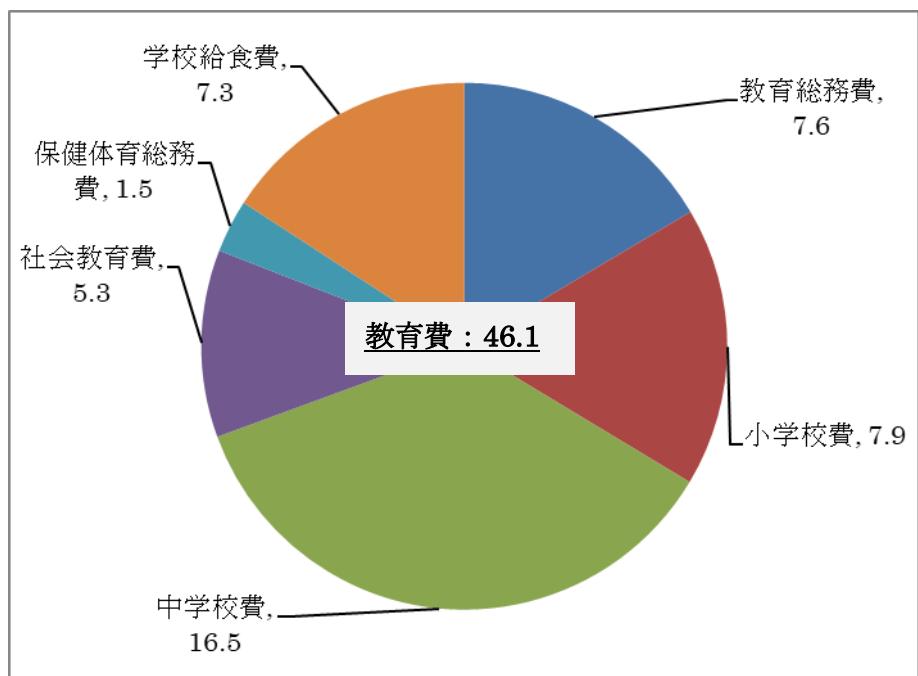


図4 令和4年度笛吹市一般会計歳出当初予算 教育費の内訳（単位：億円）

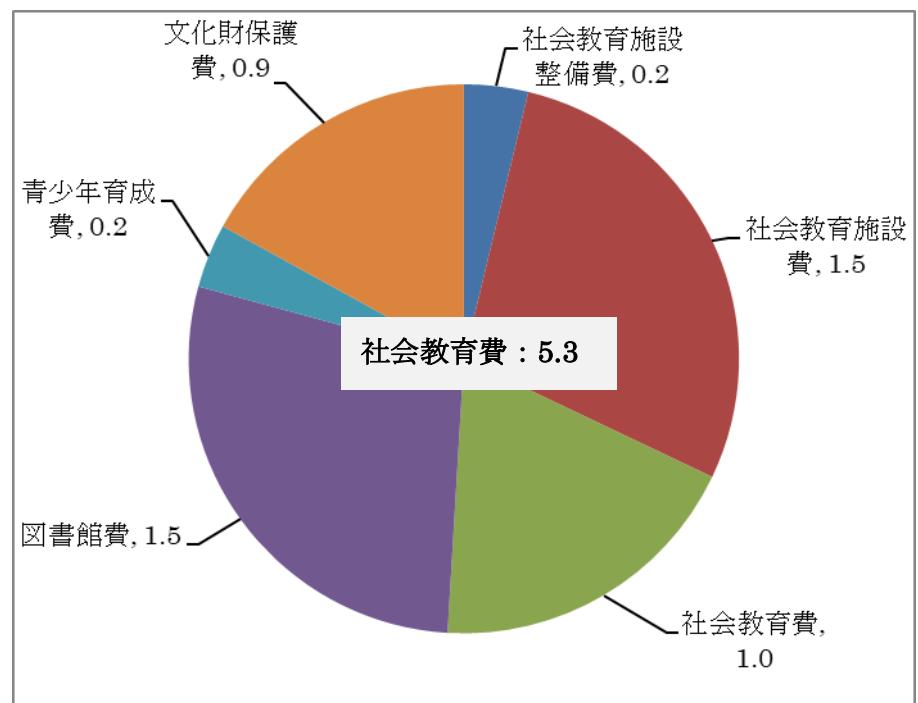


図5 令和4年度笛吹市一般会計歳出当初予算 社会教育費の内訳（単位：億円）

## (7) 学校及び子育て支援施設

市内には、小学校 14 校、中学校 5 校、高等学校 1 校、高等支援学校 1 校、保育園等 27 園、幼稚園 1 園、その他子育て支援施設が 23 施設あります。

### [学校]

- 市立小学校(14校、3,193人<sup>4</sup>)、市立中学校(5校、1,556人<sup>4</sup>)
- 県立高等学校(1校、普通科、果樹園芸科、食品化学科、総合学科)
- 県立高等支援学校(1校、産業技術科)

### [保育園]

- 市立(11園、定員1,075人<sup>4</sup>(うち、指定管理2園、定員230人))
- 私立(7園、定員560人<sup>4</sup>)

### [認定こども園]

- 私立(8園、定員810人<sup>4</sup>)

### [小規模保育事業所]

- 私立(1園、定員19人<sup>4</sup>)

### [幼稚園]

- 私立(1園)

### [その他子育て支援施設]

- 児童館・児童センター(6施設)、学童保育所(10施設)、子育て支援センター(7施設)

## (8) 社会教育施設

市内には、社会教育施設が 15 施設、文化施設 4 施設、その他の文化施設が 2 施設あります。

### [社会教育施設]

- スコレーセンター(石和図書館)、スコレーパリオ、御坂農村環境改善センター、学びの杜みさか(御坂図書館)、花鳥児童館、御坂東部地区コミュニティー施設、御坂地区陶芸施設、いちのみや桃の里ふれあい文化館(一宮図書館)、八代総合会館(八代図書館)、若彦路ふれあいセンター、境川総合会館、あぐり情報ステーション(春日居ふるさと図書館)、芦川ふるさと総合センター、芦川グリーンロッジ、芦川やすらぎの里

### [文化施設]

- 八田御朱印公園、青楓美術館、八代郷土館、春日居郷土館

### [その他の文化施設]

- 一部事務組合立釧迦堂遺跡博物館、山梨県立博物館

<sup>4</sup> 令和 4 年 4 月 1 日現在の人数。

## (9) 青少年のインターネット利用環境

令和3年度青少年のインターネット利用環境実態調査(令和4年3月内閣府)によると、年齢別の子供のインターネット利用状況は、0歳で11.6%、1歳で33.7%、2歳では62.6%となっています。また、小学生では、82%以上、中学生では97%以上が利用しており、多くの青少年がインターネットを利用しています。(図6)

一方、笛吹市における携帯電話(スマートフォン及びタブレット端末を含む)の利用状況については、市内小中学校に在籍する小学3年生及び5年生、中学2年生を対象にアンケート調査した山梨県教職員組合笛吹支部発行「令和3年度笛吹教育白書」によると携帯電話(スマートフォン及びタブレット端末を含む)の所有率は、小学3年生で52.4%、小学5年生で64.6%、中学2年生では86.6%となっています。(図7)

携帯電話(スマートフォン及びタブレット端末を含む)を所有している児童生徒の主な利用状況では、多くは家族(保護者)との連絡手段に利用されていますが、中学2年生では、友達との連絡手段に64.6%が利用しています。連絡手段以外の利用方法としては動画視聴やゲーム、勉強で分からぬ事を調べるために利用しています。動画視聴では、小学3年生で38.7%、小学5年生で41.8%、中学2年生で48.9%が利用しています。ゲーム(オンライン含む)では、小学3年生で37.5%、小学5年生で34.1%、中学2年生で34.6%が利用しています。勉強で分からぬ事を調べるでは、小学3年生で30.9%、小学5年生で21.6%、中学2年生で17.0%が利用しています。連絡手段以外の利用では、動画視聴の利用がどの学年も多くなっています。(図8)

利用状況(%)

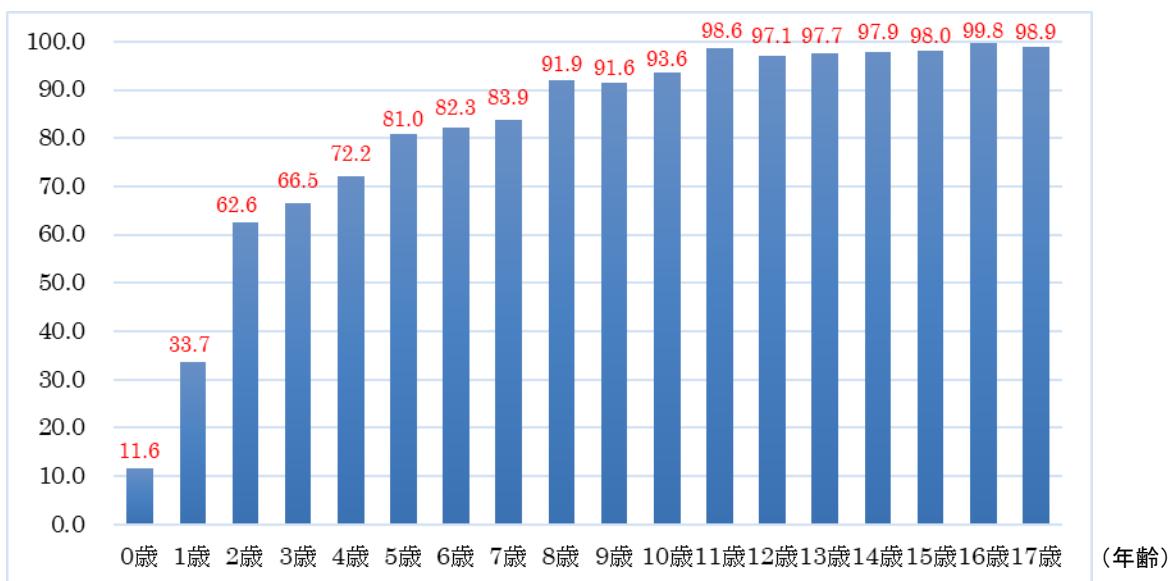


図6 令和3年度 青少年のインターネット利用環境実態調査(令和4年3月内閣府発行)

年齢別の子供のインターネット利用状況(%)

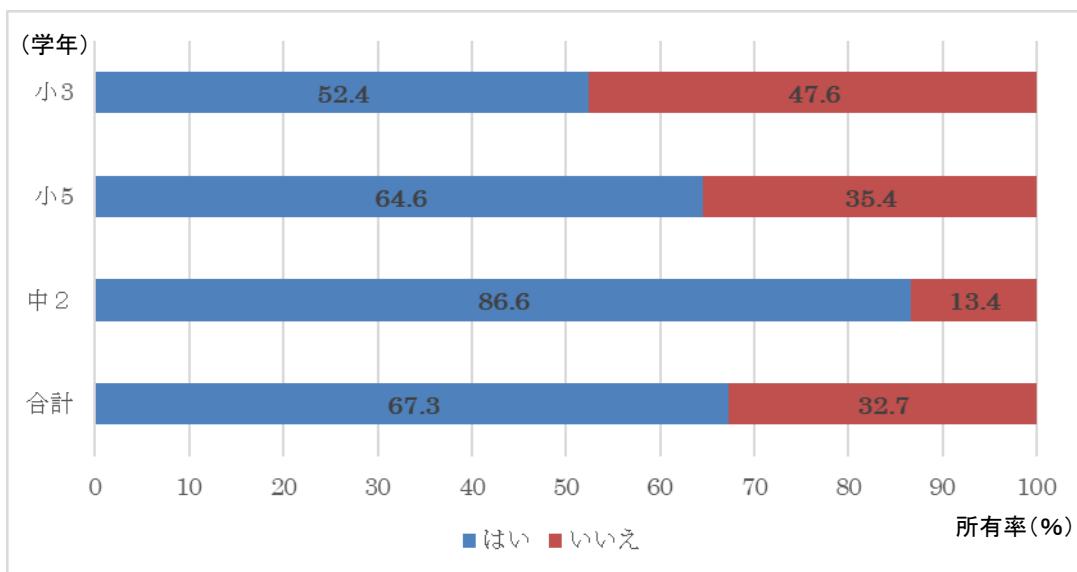


図7 令和3年度 笛吹教育白書（山梨県教職員組合笛吹支部発行）発行  
携帯電話（スマートフォン、タブレット含む）所有率（%）

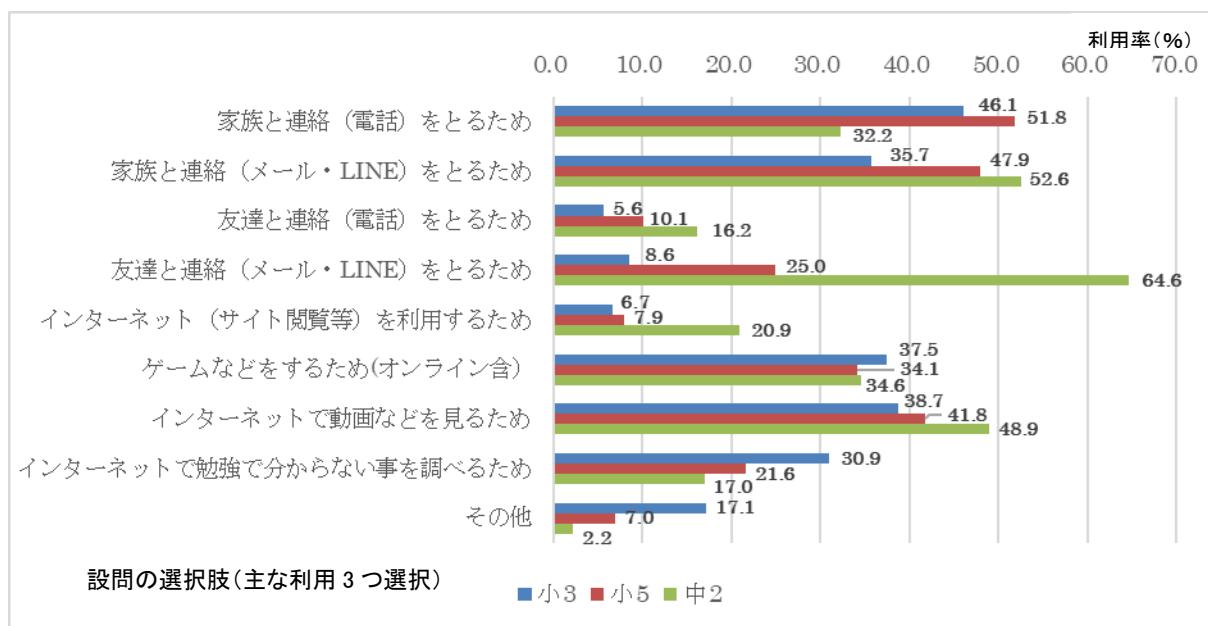


図8 「もっている」と答えた子に対して携帯電話（スマートフォン、タブレットを含む）を主に何のために  
使っていますか（%） 主な利用3つ選択

## 2 笛吹市の社会教育を取り巻く課題

近年のスマートフォンの普及に伴い、コミュニケーション手段が多様化し、インターネット犯罪やSNSを使ったりじめ等、青少年が事件に巻き込まれる事案が発生しており、青少年がこころ豊かに健全に学び、育つことができるよう環境を整備する必要があります。

また、核家族化や地区コミュニティの希薄化など青少年を取り巻く地域の環境も変化しています。そのため、青少年団体や青少年育成組織の活動を活性化して地域の教育力を高めるとともに、人づくりの最初の場である家庭での教育力を高めていく必要があります。

一方、団塊世代の退職等に伴い、余暇を利用して生涯学習やボランティアに取り組む人が増えており、地域を支える人材の育成に取り組む必要があります。

また、笛吹市は、縄文時代及び古代から中世まで山梨県の政治・文化の中心地であったことから、市内には、貴重な歴史的・文化的遺産が分布しており、これらをネットワーク化し、情報発信していく必要があります。

一方、市の社会教育施設は、老朽化している施設が多いため、計画的な改修を進めていく必要があります。

## 第3章 計画の基本理念

社会教育法第二条において、「社会教育」とは学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動<sup>5</sup>とされています。

前章の現状と課題を踏まえ、笛吹市は、子どもや若者の健全な育成を地域で見守り、支えるため、家庭や地域の教育力の向上に努めるとともに、市民ニーズが多様化する中で、市民が学ぶ意欲を持ち、新しい知識の習得を励みとして学習できる環境づくりを目指します。

また、多くの市民が優れた芸術に触れ、地域の貴重な歴史的・文化的遺産を身近に感じられる環境を提供することも必要であり、地域活力の向上、地域を支える人材の育成に向けて、社会教育の分野で寄与していくことが重要となっています。

こうしたことから、第三次笛吹市社会教育計画の基本理念を、

### 『学びあい 支えあい 高めあう地域力』

とします。

---

<sup>5</sup> 教育活動とは、体育及びレクリエーションの活動を含む。

# 第4章 基本施策と具体的取組

本章では、計画の基本理念「学びあい 支えあい 高めあう地域力」の実現に向けて、第二次笛吹市総合計画における社会教育に関する施策が深い2つの施策「子育てしやすいまちづくり」「人と文化を育むまちづくり」と、社会教育に関連する3つの取組の方向性「未来を担う青少年を育む環境づくり」「人生を彩る生涯学習の推進」「地域文化の普及と活用への取組の推進」に基づき、取組の方向性ごとに現状を整理し、基本理念実現に向けた具体的取組を示します。

## 1 施策 「子育てしやすいまちづくり」

### (1) 取組の方向性 「未来を担う青少年を育む環境づくり」について

#### ア 現状

##### (ア) 振り返り

- ・深夜営業をしているアミューズメント施設やネットカフェ、公園など、深夜から早朝にかけて青少年のたまり場になりやすい施設があります。
- ・平成23年度に、アミューズメント施設周辺及び石和温泉駅周辺、さらに平成26年度に清流公園に防犯カメラを設置しました。
- ・平成29年度に石和温泉駅前交番が開設されました。
- ・インターネット犯罪やSNSを使つたいじめ等、青少年に有害な情報がスマートフォンやインターネットのウェブサイト上に氾濫し青少年を巻き込む事件が発生しています。
- ・保護者から、不審者対策を強化してほしいとの声が寄せられています。
- ・笛吹警察署管内の非行少年及び補導者数は、令和元年度が727人、令和2年度が623人、令和3年度が331人と減少しています。
- ・平成19年度に、石和町富士見地区に暴力団事務所が進出し、市民全体で追放活動を始め、富士見地区暴力団追放対策協議会のもと継続的な取組の結果、令和4年3月に土地の売却が決定し、暴力団事務所が撤去されました。
- ・少子化や地区コミュニティの希薄化など近年の社会情勢から、子どもクラブ等の青少年関係団体への加入者は年々減少し、子どもクラブ活動に影響を及ぼしていますが、笛吹市では、子どもクラブ球技大会を積極的に開催するなどして活動の推進を行っています。
- ・青少年育成コーディネーターを配置し、支援体制が充実しています。

- ・核家族化や地区コミュニティの希薄化、青少年を取り巻く社会環境等の変化により社会性に欠ける子どもが増えてきています。
- ・有害図書類・有害がん具類の自動販売機が市内 1箇所(境川地区)に設置されたままになっています。
- ・民法の改正により、令和 4 年に成人年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げになりました。
- ・家庭教育を充実すべきだとの意見が寄せられています。

(イ) 課題及び問題点

- ・娯楽施設等に対して、青少年防犯体制の協力を呼びかけていく必要があります。
- ・学校、家庭、地域、団体が防犯意識を高める取組を行う必要があります。
- ・青少年がこころ豊かに育つよう、青少年団体や青少年育成組織の活動を支援するとともに、人づくりの最初の場である家庭での教育力を高めていくための支援が必要になっています。
- ・青少年がこころ豊かに健全に学び、育つことができるよう環境を整備することが必要です。

(ウ) 市の社会教育行政が実施している事業

① 青少年育成事業 (生涯学習課)

〈内容〉

- ・青少年育成コーディネーターを中心に、青少年の健全育成に関する事業を実施しています。（子ども講座の開催、スケート教室などスポーツに関する講座の開催、職業体験を取り入れた講座の開催など）
- ・地域や関係者と連携及び協力して、地域ごとに青少年の非行・被害防止を目的に見回り活動を行う愛のパトロールを実施しています。
- ・青少年の非行・被害防止全国強調月間及び子ども・若者育成支援強調月間の期間中に講演会等の啓発事業を開催しています。

青少年育成関係団体	地区子どもクラブ 地区育成会 青少年育成推進協議会(8団体)
-----------	--------------------------------------

## ② 成人式事業（生涯学習課）

### 〈内容〉

- ・新成人が主体の実行委員会(10～50人)を中心に、成人の日の前日(1月第2週の日曜日)に市内1会場で令和3年度までは成人式、令和4年度からは、呼称変更に伴い「二十歳の誓い」を実施しています。

## ③ 放課後子ども教室事業（生涯学習課）

### 〈内容〉

- ・放課後の時間帯における子どもたちの安全・安心な居場所づくりの一環として、協働活動支援員を中心に学習(宿題)、地域活動、異学年との交流、外遊び、内遊びを行っています。
- ・笛吹市放課後子ども総合プラン運営委員会を設置し、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的または連携して実施するための新・放課後子ども総合プランについて効果的に実施できるよう取り組んでいます。

### イ 基本理念実現に向けた具体的取組



取組の方向性「未来を担う青少年を育む環境づくり」に基づき、基本理念実現に向け、以下の取組を進めていきます。

- ・青少年を取り巻く社会環境の実態を把握し、青少年の被害及び非行を防止するため、社会環境実態調査を実施します。
- ・青少年にとって有害な図書販売店やゲームコーナー等、市内の58箇所(令和3年度)を巡回調査します。
- ・有害図書類・有害がん具類の自動販売機撤去のために、警察と協力しながら関係機関と対応します。
- ・学校など関係機関と連携して、インターネットを使った「犯罪」や「いじめ」等の被害から青少年を守るため、児童の保護者を対象に、携帯フィルタリング・サービス<sup>6</sup>を普及する啓発活動に取り組みます。
- ・愛のパトロール活動の取組を更に充実させて、青少年の非行防止を推進します。

<sup>6</sup> 携帯フィルタリング・サービスとは、携帯電話の出会い系サイトやアダルトサイトなど、未成年に有害なウェブ・サイトを遮断するサービスのこと。

- ・青少年育成推進協議会主催で講演会等を開催します。  
令和3年度には、「子どものネット・ゲーム依存対策と情報モラル教育推進にむけて」をテーマに講演会を行いました。
- ・心身ともに健全な子どもを育成するとともに、地域の子どもたちが学年を越えたきずなを深めていくため、子ども祭りや地域の子どもクラブや育成会の活動を支援します。
- ・青少年の健全育成に向けた啓発事業を開催します。
- ・青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)と、子ども・若者育成支援強調月間(11月)の期間中に、講演会、広報啓発キャンペーン及び環境浄化活動(有害図書等の除去)等を実施します。
- ・20歳を迎えた若者をメンバーとした実行委員会を組織し、「二十歳の誓い」を開催します。
- ・令和4年に成人年齢が引き下げられたことから、関係部局と連携しながら消費者教育を進めています。
- ・市内の自然や文化財を活用し、地域に根ざした、親子文化財巡り及び親子工作教室、自然体験教室等の体験活動事業を実施します。
- ・家庭教育の推進を図るため、育成会やPTAなどによる啓発活動を支援します。また、家庭教育に関する講演会等の開催を支援します。
- ・放課後子ども教室事業の充実を図り、児童生徒の安心で安全な居場所づくりを行うとともに、こころ豊かに健全に学び育つことができる環境づくりに努めます。

数値目標（第二次笛吹市総合計画 令和4年度実施計画参考）

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
青少年育成推進協議会主催事業への参加者数	114人	300人
放課後子ども教室利用児童・生徒数 (年間延人数)	12,099人	15,000人

## 2 施策 「人と文化を育むまちづくり」

### (1) 取組の方向性 「人生を彩る生涯学習の推進」について

#### ア 現状

##### (ア) 振り返り

- ・団塊世代の退職等に伴い、余暇をもつ市民が増え、生涯学習、ボランティアのニーズが増えています。
- ・市民から、もっと学習機会を増やしてもらいたいという意見があります。
- ・市民講座受講者から、講座内容に対して一定の評価があります。また、受講者から、同一講座を長く継続してほしいという要望があります。
- ・生涯学習コーディネーターを配置して、地域の高齢者学級や子ども教室の企画運営及び自治公民館が自ら企画運営する講座の開催をサポートしています。
- ・自主開設講座数<sup>7</sup>は、年々増加傾向にあります。
- ・市民講座の受講者数は、令和元年度 742 人、令和 2 年度 645 人、令和 3 年度 870 人となっています。また、平成 23 年度から、1 年間を通して深く学ぶ単位制の講座として「スコレーユニバーシティ」をスタートし、受講者数は、令和元年度 40 人、令和 2 年度 29 人、令和 3 年度 72 人となっています。
- ・スコレーユニバーシティでは、累積履修単位数が 10 単位に達した受講者にスコレーユニバーシティ修了証書を授与していますが、平成 31 年に 1 人、令和 3 年に 1 人の修了者がいます。
- ・市民の価値観が多様化し、新しい知識や能力の習得など、生涯を通じて学ぶ意欲を持った人が増えています。
- ・社会教育施設の老朽化が進み、維持管理費が増加しています。
- ・平成 18 年度から社会教育施設の管理及び運営に指定管理者制度を導入しました。
- ・条例公民館<sup>8</sup>として、スコレーセンター（石和地区）、御坂農村環境改善センター（御坂地区）、いちのみや桃の里ふれあい文化館（一宮地区）、八代総合会館（八代地区）、境川総合会館（境川地区）、あぐり情報ステーション（春日居地区）の 6 館があります。
- ・行政区が自治公民館<sup>9</sup>を使い、自ら企画運営する講座等の催しに対して、講師料の一部を補助する「スコニティ講座」を行っています。

<sup>7</sup> 自主開設講座数とは、市民講座から独立し、個々に立ち上げた講座をいう。

<sup>8</sup> 条例公民館とは、社会教育法に基づいて市が設置し、管理及び運営している公民館をいう。

<sup>9</sup> 自治公民館とは、地区(行政区)が管理及び運営し、地区的公民館活動等の拠点となっている地区コミュニティー施設をいう。

- ・市立図書館における市民一人当たり図書等貸出数は、令和2年度3.9点で、令和2年度県平均3.6点に比べると高い水準にありますが、平成21年度のピーク時の10点から減少傾向にあります。

(イ) 課題及び問題点

- ・生涯学習教室、講座は、幅広い年齢層が参加できるよう、それぞれのニーズに即した内容での開催が必要です。
- ・市民講座受講者が高齢者や女性に偏っており、また、受講者が固定化しています。
- ・市民講座等で学んだ成果を活かす場が少ないため、それを発揮できる場を増やしていく必要があります。
- ・市民のライフスタイルの変化や学習ニーズの多様化等に伴って、社会教育の分野に民間手法や市民の力を活用する考え方方が模索されています。
- ・市の社会教育施設は、ほとんどが老朽化しているため、施設の統廃合も含め計画的な修繕が必要です。
- ・文化協会会員の高齢化により、新規会員の獲得が課題です。
- ・市民の文化水準を高めていくため、多くの市民が、レベルの高い音楽演奏や芸術作品に触れることができる場や機会について、確保していく必要があります。
- ・市民の学びの場である図書館として、資料の充実や、本を介した親子の触れ合いなどの子育て支援、また、読書相談や資料の検索、提供による課題解決の手伝いを行い、誰もが利用しやすい環境づくりが求められています。

(ウ) 市の社会教育行政が実施している事業

① 市民講座事業 (生涯学習課)

〈内容〉

- ・年間を通して学ぶスコレーユニバーシティを開催しています。
- ・関係機関と連携し、社会教育施設や体育施設等で市民講座を主(共)催しています。

令和3年度の講座数85講座、延べ受講者数3,000人

- ・スコレーユニバーシティ(2講座、690人)
- ・市民講座(2期制、53講座、1,966人)
- ・地域高齢者講座(12講座、94人)
- ・子ども講座(18講座、250人)

② 公民館管理事業 (生涯学習課)

〈内容〉

- ・市が設置した公民館の安全管理を行っています。

【条例公民館】	石和公民館(スコレーセンター) 御坂公民館(御坂農村環境改善センター) 一宮公民館(いちのみや桃の里ふれあい文化館) 八代公民館(八代総合会館) 境川公民館(境川総合会館) 春日居公民館(あぐり情報ステーション)
---------	---

- ・地区の公民館活動を促進しています。

地区の公民館活動	スコニティ講座(令和3年度2講座、延べ28人受講)
----------	---------------------------

③ 社会教育事業 (生涯学習課)

〈内容〉

- ・社会教育委員の会議及び公民館運営審議会を開催し、社会教育事業や公民館活動についての審議及び調査研究を実施しています。
- ・社会教育及び公民館事業の関係機関(全国・関東甲信越静ブロック・県・峡東3市)と連携を深め、情報交換や研鑽に努めています。

#### ④ 社会教育施設管理運営事業（生涯学習課）

##### 〈内容〉

- ・社会教育施設 15箇所の管理及び運営を行っています。

社会教育施設	利用者数 令和3年度
スコレーセンター	25,172人
スコレーパリオ	4,618人
御坂農村環境改善センター	5,614人
学びの杜みさか	7,866人
花鳥児童館	231人
御坂東部地区コミュニティー施設	309人
御坂地区陶芸施設	31人
いちのみや桃の里ふれあい文化館	17,564人
八代総合会館	11,930人
若彦路ふれあいセンター	1,084人
境川総合会館	2,275人
春日居コミュニティーセンター(※)	47人
芦川ふるさと総合センター	712人
芦川グリーンロッジ	385人
芦川やすらぎの里	50人

※令和4年度から、春日居コミュニティーセンターは社会教育施設から

除外され、あぐり情報ステーション施設が社会教育施設となっています。

##### 社会教育施設のうち、指定管理者が運営する施設

スコレーセンター、スコレーパリオ、八代総合会館、境川総合会館(公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団)、いちのみや桃の里ふれあい文化館(一般社団法人管理プロやまなし)、芦川グリーンロッジ、芦川やすらぎの里(㈱農楽人)

#### ⑤ 文化振興事業（生涯学習課）

##### 〈内容〉

- ・市民の自主的な文化・芸術活動を促進するため、文化協会などの活動を支援しています。

補助金を交付している文化団体	文化協会 (令和3年度6団体、専門部110部、部員1,520人)、 公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団
----------------	---

- ・公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団による演奏会や講演会等の開催を支援しています。

## ⑥ 図書館管理事業 (図書館)

### 〈内容〉

- ・市内 5箇所の図書館の管理及び運営を行っています。
- ・図書館資料の貸し出し、資料の整理を行っています。  
図書館資料の状況（令和4年3月31日現在）

資料蔵書数	481,141点
内 石和図書館	174,201点
御坂図書館	90,367点
一宮図書館	125,113点
八代図書館	41,981点
春日居ふるさと図書館	49,479点
年間図書貸出数	304,852点

- ・レファレンス(読書相談・課題解決の手伝い)を行っています。
- ・読み聞かせやお話し会等、保育所、老人施設及び児童館でイベントの開催や図書の団体貸出を行っています。
- ・館内のディスプレイや図書館だよりの発行などにより本の情報を発信しています。

### イ 基本理念実現に向けた具体的取組



取組の方向性「人生を彩る生涯学習の推進」に基づき、基本理念実現に向け、以下の取組を進めています。

- ・性別や年齢に関係なくあらゆる市民が学ぶ機会となる「市民講座」、市民が深く学ぶことができる「スコレーユニバーシティ(単位制の市民講座)」を引き続き開催します。
- ・関係部局との連携を図り、市民の健康づくりなどのニーズに合わせた講座を開催します。
- ・社会教育の抱える今日的な課題の解決に向けて、先進事例の収集や専門知識の習得等、研鑽に努めます。
- ・全国、関東甲信越静及び山梨県の社会教育研究大会や公民館研究大会に参加します。
- ・峡東地域教育推進連絡協議会に参加します。

- ・生涯学習コーディネーターを中心に、市内の公民館で市民講座を開催するなど公民館活動を促進します。
- ・地区が主催する講座の企画について助言を行ったり、講師料の一部を補助したりする「スコニティ講座」を引き続き実施し、自治公民館の自主的な学習活動を促します。
- ・市が設置する条例公民館 6 館を含む社会教育施設 15 箇所の管理及び運営を行います。
- ・施設及び設備が安全に利用できるよう、定期的に点検し、必要に応じて補修するなど、保守を行います。
- ・御坂農村環境改善センター及び御坂東部地区コミュニティー施設について、機能を移転し老朽化に伴う取り壊しを予定しています。
- ・文化協会主催による文化祭の開催を支援します。
- ・笛吹市文化協会や公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団と協力し、市民がレベルの高い文化・芸術・音楽に親しむ環境を充実させていきます。
- ・笛吹市子どもの読書活動推進計画に基づき、子育て支援センター等と連携した読み聞かせを引き続き実施するなど、子どもの読書活動の更なる充実を図ります。また、乳児検診（10か月）時のブックプレゼントを行い親子の触れ合いを創出する子育て支援をします。

数値目標（第二次笛吹市総合計画 令和 4 年度実施計画参考）

指標	現状値（令和 3 年度）	目標値（令和 8 年度）
文化協会所属専門部数	113 部	113 部
文化協会所属人数	1,612 人	1,612 人
市民講座参加者数	1,143 人	1,200 人
スコニティ講座開催地区数	4 か所	30 か所

## (2) 取組の方向性 「地域文化の普及と活用への取組の推進」について

### ア 現状

#### (ア) 振り返り

- ・平成 19 年度から、芦川町の兜造民家に代表される伝統的建造物群の調査を実施し、平成 21 年度に調査報告書を刊行しました。
- ・後継者不足等で、地域の伝統芸能を継承することが困難となりつつある保存会があります。
- ・令和 4 年 6 月現在、笛吹市には 13 件の国指定重要文化財<sup>10</sup>、62 件の県指定文化財、135 件の市指定文化財があります。また、5 件の国登録文化財<sup>11</sup>があります。
- ・一宮町に所在する早川家住宅が、平成 29 年度に国の登録有形文化財になりました。また、早川徳次の功績について市民グループが、啓発活動を積極的に行ってています。
- ・笛吹市では、「星降る中部高地の縄文世界」と「葡萄畠が織りなす風景」が日本遺産に認定されています。
- ・4 世紀に岡・銚子塚古墳が造られて以来、笛吹市域には寺本廃寺や国分寺、国分尼寺が造営され、国府や御厨<sup>12</sup>が置かれるなど千年を超えて甲斐国の政治文化の中心であり続けました。このような歴史的背景から笛吹市は平成 21 年度に「甲斐国千年の都 笛吹市」を宣言しました。
- ・平成 22 年度に笛吹市と山梨県立博物館が、相互の発展及び活性化に資することができるよう、各種事業(学校教育、生涯学習、文化振興、観光振興等)における連携を目的に協定を結びました。
- ・近現代において、政治・経済・学問などで活躍された笛吹市にゆかりのある 20 人を偉人に選定し、紹介するためのパネルを作成しました。
- ・市内の文化財を積極的に活用し、県内外に PR していくよう求められています。
- ・市内に所在する国・県・市指定文化財を紹介した「笛吹市文化財ガイドブック」を刊行しました。
- ・地域を散策するマップや解説データをもっと充実させてほしいという要望があります。
- ・ボランティアガイド笛吹による独自の活動が活発に行われています。

<sup>10</sup> 指定(重要)文化財とは、強い規制と手厚い保護措置により文化財対象物を守り継承するための制度。

<sup>11</sup> 登録文化財とは、強い規制を取らずに、緩やかな保護措置を特徴とする制度。(大切に使い、活用しながら継承していく制度)

<sup>12</sup> 御厨(みくりや)とは、平安時代中期から中世にかけて伊勢神宮が各地に持った荘園。その地域の特産品を集積するとともに、流通の拠点でもあった。

- ・まちづくり基礎調査で「市の文化遺産や地域の文化に触れたことがある」市民の割合は、平成 25 年度は 45.2%でしたが、平成 29 年度に実施された第二次笛吹市総合計画市民アンケートでは、46.2%とわずかですが増加しています。
- ・笛吹市には史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡、県立博物館、一部事務組合立釈迦堂遺跡博物館、春日居郷土館、八代郷土館、青楓美術館、八田家書院のほか、多くの古社寺があり、近隣自治体と比べて市民が歴史的・文化的遺産に触れる機会に恵まれています。
- ・開館 30 周年を迎えた釈迦堂遺跡博物館記念では、リニューアル工事が行われました。埋蔵文化財の調査を早急に完了させてほしいという意見がある一方で、埋蔵文化財を記録保存し、調査成果を公開してほしいという意見があります。
- ・史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡では、昭和 58 年度から史跡指定地の公有化を進めており、公有地化率は 80% に達しています。
- ・史跡整備のための基礎的データ収集や国分寺跡の中心伽藍の発掘調査を行い金堂跡の位置と規模、講堂南面の様相、回廊位置について把握することができました。
- ・甲斐国分寺跡の公有地化を進めるとともに、これまで行ってきた発掘調査の成果をまとめた調査報告書を刊行しました。
- ・甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の保存活用計画を令和 4 年度から令和 5 年度にかけて策定します。
- ・甲斐国分寺跡・国分尼寺跡では、公有地化した箇所の早急な整備・活用が望まれていることから、金堂周辺の暫定的整備に着手しました。
- ・春日居郷土館や青楓美術館では、近年入館者数が伸び悩んでいます。
- ・俳壇で活躍した飯田蛇笏・龍太の居宅「山廬」を中心に、俳句文化の継承及び普及を目的として、平成 26 年度に山廬文化振興会が設立されました。
- ・平成 28 年度から平成 30 年度にかけて、山廬文化振興会へ支援を行い、山廬俳諧堂・狐亭の復元、後山の整備が行われました。
- ・毎年、「俳句の里」山梨県笛吹市全国小学生・中学生俳句会を実施し、近年は 3 万 5 千句を超える作品が寄せられています。

#### (イ) 課題及び問題点

- ・芦川の「兜造民家群」や浅間神社の「大神幸祭り」等、現在に引き継がれている有形・無形の伝統的な文化を保存継承する必要があります。
- ・全国で指定文化財の盗難が発生していることから、文化財を保管している施設の防犯対策が求められています。
- ・地域の伝統芸能を守り、後世に伝えていくため、後継者を育成する団体へ助成や後継者育成に協力する必要があります。

- ・笛吹市は、縄文時代及び古代から中世まで山梨県の政治・文化の中心地であったことから、市内には、貴重な歴史的・文化的遺産が分布しており、これらをネットワーク化し、情報発信していく必要があります。
- ・果実と温泉を目当てに訪れる観光客に、市の文化的遺産や文化の里をアピールしていく必要があります。
- ・修理を必要とする指定文化財や指定文化財を説明するための説明板が増加しています。
- ・史跡の保存整備を推進する必要があります。
- ・春日居郷土館、八代郷土館、青楓美術館、八田家書院、八田御朱印公園の管理及び運営、活用方法を検討していく必要があります。
- ・笛吹市は、俳壇で活躍した飯田蛇笏・龍太をはじめ、数多くの人材を輩出してきました。こうした文化を継承し、発展させていくため、市民の文化的財産として育てていく必要があります。
- ・毎年、全国小学生・中学生俳句会を実施していますが、市外学校からの応募が減少傾向にあります。
- ・市内各小中学校への俳句出前授業は、新型コロナウイルス感染症まん延防止対応のため、学校における俳句出前授業の取組が減少しています。

#### (ウ) 市の社会教育行政が実施している事業

##### ① 文化財保護事業（文化財課）

###### 〈内容〉

- ・市内の指定文化財を保護及び保存するための対策を行っています。

国指定文化財(重要文化財 11、史跡 2)、国登録文化財 5、県指定文化財 62、  
市指定文化財 135

##### ② 文化財活用事業（文化財課）

###### 〈内容〉

- ・市内の文化財を活用した事業を行っています。

文化財めぐりの実施、文化財説明板の修理、郷土学習用デジタルデータの作成

##### ③ 埋蔵文化財発掘調査事業（文化財課）

###### 〈内容〉

- ・市内の埋蔵文化財包蔵地における各種開発に対する試掘調査と、個人住宅建設に伴う発掘調査、またこれら調査の出土品整理を行っています。

##### ④ 史跡甲斐国分寺跡整備事業（文化財課）

###### 〈内容〉

- ・甲斐国分寺跡と国分尼寺跡を保存し、歴史を体験できる場として整備を進めています。

⑤ 文化財保存整備事業（文化財課）

〈内容〉

- ・岡・銚子塚古墳、竜塚古墳、亀甲塚古墳及び寺本廃寺跡などの管理と史跡管理団体等への支援を行っています。

⑥ 青楓美術館管理運営事業（文化財課）

〈内容〉

- ・青楓美術館の管理と作品の展示、保全を行っています。

⑦ 八田御朱印公園管理事業（文化財課）

〈内容〉

- ・八田家書院及び御朱印公園の管理及び運営を行っています。

⑧ 笛吹市博物館管理運営事業（文化財課）

〈内容〉

- ・春日居郷土館、八代郷土館の管理及び運営を行っています。

⑨ 俳句の里づくり推進事業（生涯学習課）

〈内容〉

- ・全国の小中学生から俳句の作品を募集して審査し、文部科学大臣賞をはじめとする各賞を設け、表彰式を実施しています。
- ・市内各小中学校を対象に俳句出前授業を実施しています。

イ 基本理念実現に向けた具体的取組



取組の方向性「地域文化の普及と活用への取組の推進」に基づき、基本理念実現に向け、以下の取組を進めています。

- ・和楽器、郷土芸能の指導者・継承者を養成する教室を開催します。
- ・文化財史跡・天然記念物を保護、保存及び管理します。
- ・地区に伝わる伝統文化の一覧を作成し、文字や映像として保存します。
- ・市の文化財の情報を、市民及び市外の人にも知ってもらうため、PRイベントを開催し、広報紙やホームページ等に取り上げていきます。

- ・文化財めぐり、古道散策等の開催を行います。
- ・文化財冊子、地域を散策するマップや解説データの作成、チラシや通知類に文化財情報につながる QR コード印字をします。
- ・過去に行われ、又は現在も受け継がれている伝統行事や郷土芸能を調査して、電子媒体に記録し、活用していきます。
- ・釧路遺跡博物館を核として、縄文文化の発信に取り組みます。
- ・工事等に伴う埋蔵文化財の試掘調査及び本調査を実施し、出土品を整理し、調査報告書を刊行します。
- ・岡・銚子塚古墳、竜塚古墳を保存、管理、活用します。
- ・春日居郷土館や八代郷土館で、市内に所在する貴重な歴史資料を保存するとともに、保存資料を公開します。
- ・青楓美術館で、収蔵してある津田青楓の作品を広く市民に公開します。
- ・春日居郷土館、八代郷土館、青楓美術館、八田家書院、八田御朱印公園の管理及び運営を行います。また、企画展等を開催します。
- ・春日居郷土館や、小川正子記念館の展示や企画の充実により、入館者の増加に繋げます。
- ・市内の文化財や史跡を案内するガイドの育成を行い、市民や観光客が笛吹市の歴史や文化を学ぶ機会の充実を図ります。
- ・「俳句の里」山梨県笛吹市全国小学生・中学生俳句会の開催にあたり、全国の小中学校への募集及び市町村教育委員会へ周知を図り、山廬文化振興会と連携し、俳句の里の PR に努めます。また、応募実績がない県内小中学校へ周知依頼を行い県内における PR に努めます。
- ・市内各小中学校で実施している俳句出前授業について、学校への周知及び連携を図りながら授業実施回数を増やし、子ども達に俳句への取組を通じた情操教育を行います。

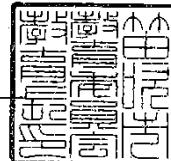
数値目標（第二次笛吹市総合計画 令和4年度実施計画参考）

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
小学生・中学生俳句会への投句数	36,175 句	40,000 句
俳句出前授業の実施数	16 回	20 回
古道めぐり、現地見学会等、開催したイベントの参加人数	350 人 (平成29年度)	400 人
春日居郷土館、八代郷土館、八田家書院、青楓美術館への入館者数	2,611 人	7,000 人

令和4年6月7日

笛吹市社会教育委員の会議兼  
公民館運営審議会  
議長兼会長 鶴田 一二美 様

笛吹市教育委員会  
教育長 望月 栄



### 第三次笛吹市社会教育計画の策定について（諮問）

笛吹市では、2018(平成30)年4月1日から8年間を計画期間とする第二次笛吹市総合計画を策定しています。少子高齢化の進行や人口減少、単身世帯の増加、未婚率の上昇、大規模災害への不安の高まり、厳しい財政状況など、様々な課題へ対応するため、『ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～』を将来像に掲げ、様々な施策を展開しています。また、社会教育の分野においても時代の変化や課題を踏まえた上で、笛吹市が目指す社会教育の考え方を明らかにし、具体的な取組を定めるため、2019(平成31)年度から4年間を計画期間とする第二次笛吹市社会教育計画を策定し、社会教育の振興を図ってきました。

しかしながら、近年の社会教育を取り巻く状況は、社会情勢の変化を受け、本市の社会教育にも少なからず影響を及ぼしており、新たな課題が生じています。

このようなことから、笛吹市教育委員会では、第二次笛吹市社会教育計画に基づく社会教育の取組の評価と今日的課題を踏まえ、次の視点を考慮して、第三次社会教育計画を策定いたします。社会教育委員の会議兼公民館運営審議会の委員の皆様には、ご意見並びにご指導をいただきますようお願いいたします。

- (1) 社会情勢の変化を念頭に置き、これから笛吹市の社会教育の基本的な方向性を示す計画とする。
- (2) 第二次笛吹市総合計画の施策のうち、以下の2施策における取組の方向性について、その具体策を定める計画とする。
  1. 子育てしやすいまちづくり  
取組の方向性 (1) 未来を担う青少年を育む環境づくり
  2. 人と文化を育むまちづくり  
取組の方向性 (1) 人生を彩る生涯学習の推進  
(2) 地域文化の普及と活用への取組の推進

令和5年3月7日

笛吹市教育委員会  
教育長 望月 栄一 様

笛吹市社会教育委員の会  
議長兼公民館運営審議会  
会長 鶴田 一二美



第三次笛吹市社会教育計画の策定について（答申）

令和4年6月7日付で諮問がありました、第三次笛吹市社会教育計画の策定について、別紙計画書のとおり答申します。

## 笛吹市社会教育委員の会議兼公民館運営審議会審議経過

令和4年 6月 7日 令和4年度笛吹市社会教育委員の会議兼公民館運営審議会  
委嘱状交付式及び第1回会議開催  
教育長から「第三次笛吹市社会教育計画について」諮問

令和4年 8月 8日 令和4年度笛吹市社会教育委員の会議兼公民館運営審議会  
第2回会議開催  
第三次笛吹市社会教育計画について審議

令和4年10月20日 令和4年度笛吹市社会教育委員の会議兼公民館運営審議会  
第3回会議開催  
第三次笛吹市社会教育計画について審議

令和5年 1月20日 令和4年度笛吹市社会教育委員の会議兼公民館運営審議会  
第4回会議開催  
第三次笛吹市社会教育計画について審議

令和5年 1月25日 第三次笛吹市社会教育計画についてパブリックコメント開始

令和5年 2月21日 第三次笛吹市社会教育計画についてパブリックコメント終了

令和5年 2月28日 笛吹市社会教育委員兼公民館運営審議員の最終意見集約

令和5年 3月 7日 教育長へ答申

# 笛吹市社会教育委員名簿

## 令和4年度

氏名	役職	備考
鶴田一二美	議長	一宮地区
橘田良也	副議長	学識経験者
小川幸彦	委員	笛吹市文化協会
須田徹	委員	ふえふき文化・スポーツ振興財団
蘆田俊哉	委員	笛吹市小中学校校長会
廣瀬志保	委員	山梨県立笛吹高等学校
山本千種	委員	笛吹市青少年育成推進協議会
渡邊真史	委員	NPO 法人 学びの広場ふえふき
金子津多恵	委員	学識経験者
古屋修二	委員	学識経験者
加々美恭子	委員	石和地区
飯野久	委員	御坂地区
石倉絹子	委員	八代地区
三枝秀康	委員	境川地区
古屋けさよ	委員	春日居地区

※ ホームページ掲載のお名前は常用漢字で標記しております。

---

---

## 第三次笛吹市社会教育計画

令和 5 年 3 月

策定 笛吹市社会教育委員の会議

発行 笛吹市教育委員会

---